

個別評価基準（障害者福祉サービス評価分野③）

IV 適切な処遇の確保

IV-1 サービスの実施

IV-1-(1) 個別デイサービス計画に基づいた適切な支援について

IV-1-(1)-① 個別デイサービス計画を適切に作成している。

【判断基準】

- a) 個別デイサービス計画は、利用者や家族の希望を十分に踏まえ、利用者個々の状況に適切に対応できるよう作成している。
- b) 個別デイサービス計画は、利用者や家族の希望を踏まえ、利用者個々の状況に適切に対応できるよう作成しているが、十分ではない。
- c) 個別デイサービス計画には、利用者や家族の希望や利用者個々の状況は反映されていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者に対する支援は、個別デイサービス計画に基づいて、効果的に実施されることが重要です。本基準では、サービス提供の基礎となる個別デイサービス計画が適切に作成されているかを評価します。
- 個別デイサービス計画は、事業者が一方的に作成するものではなく、利用者や家族に対して十分な説明を行い、その意向や要望を踏まえて作成しなければなりません。
- 個別デイサービス計画は、画一的なものではなく、利用者の障害の状態や能力、意欲、生活環境等に応じて、個別に目標を立て、その目標の実現に向けた訓練内容や活動内容を設定する必要があります。

評価の着眼点

- 利用者や家族の意向・要望を尊重し、個別デイサービス計画を作成している。
- 利用者の障害の状態や能力に基づいて訓練内容や活動内容を決めている。

IV-1-(1)-② 個別デイサービス計画に基づいて、適切にサービスが提供されている。

【判断基準】

- a) 個別デイサービス計画に基づいて、適切にサービスが提供されている。
- b) 必ずしも個別デイサービス計画どおりにはサービスが提供されていない。
- c) 個別デイサービス計画に基づいたサービスの提供は行われていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 個別デイサービス計画の目標を達成するためには、適切にサービスが提供されなければなりません。本基準では、サービスが、個別デイサービス計画に基づいて適切に提供されているかどうかを評価します。
- 利用者ごとの個別デイサービス計画及び個別デイサービス計画に基づくサービスの提供方法が職員に周知され、統一的な対応ができる体制が整っていることが必要です。
- 利用者にサービスを提供するに当たり、その目的や内容について、利用者に分かりやすく説明したり、話し合うために、個々の利用者の障害の特性や個性に応じたコミュニケーションの工夫を行う必要があります。
- 個別デイサービス計画に基づいて、適切にサービスが提供されているかどうか、適時確認を行う必要があります。
- 個別デイサービス計画の目標を達成するために、一定期間ごとに（利用者の状況によっては随時に）サービスの効果を測定し、必要に応じて内容を見直す必要があります。

評価の着眼点

- サービス提供に当たり、職員間で統一的な対応が図られている。
- サービス提供に当たり、利用者の障害の特性や個性に合わせてコミュニケーションの工夫を行っている。
- 適切にサービスが提供されているか、適時確認を行っている。
- サービスの効果を測定し、必要に応じて内容の見直しを行っている。

Ⅳ-1-(2) 利用者の状態に合わせたサービスの実施について

Ⅳ-1-(2)-① 食事に関しては、おいしく楽しく食べられるよう工夫されている。

【判断基準】

- a) 利用者がおいしく楽しく食事を食べられるよう工夫されている。
- b) 利用者がおいしく楽しく食事を食べられるよう工夫されているが、十分ではない。
- c) 利用者がおいしく楽しく食事を食べられるような工夫は行っていない。

NA) 非該当（食事に関するサービスは行っていない。）

評価基準の考え方と評価のポイント

- 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものですから、本基準では、利用者がおいしく楽しく食事を食べられるよう工夫されているかどうかを評価します。
- 障害の状況や体調によっては、食事の介助や調理方法の工夫が必要であったり、食事のために特別な椅子やテーブル、食器が必要であったりします。したがって、利用者の状況に応じた食事を提供したり、食事をする場所の設備を改善するなどの工夫が行われているかを評価します。
- 食事の内容は、栄養のバランスがとれたものであることが必要です。したがって、献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について、栄養士等の専門家の指導を受ける必要があります。
- 食事の内容は、利用者の嗜好を反映したものであることが必要ですから、定期的に利用者の希望を聴くなど、利用者の満足度を高めるための取り組みが行われているかを評価します。
- 食事の提供に関しては、食材や設備などの衛生管理に努める必要があります。

評価の着眼点

- 利用者一人ひとりの障害の状況や体調に応じて、調理方法を工夫するなど、適切な食事介助を行っている。
- 食事の内容は、栄養のバランスを考慮したものとなっている。
- 利用者の嗜好を調査し、献立に反映している。
- 献立・食材に季節感があり、味付け・盛り付け、行事食や食器など食事を楽しめるよう工夫している。
- 食事をする場所は清潔になっており、設備や雰囲気について必要に応じて改善を行っている。

IV-1-(2)-② 入浴に関しては、利用者の希望や事情を反映した支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の希望や心身の状態等を踏まえて入浴の支援を行っている。
 - b) 利用者の希望や心身の状態等に配慮しているが、入浴の支援には十分に反映されていない。
 - c) 入浴の支援を行うにあたり、利用者の希望や心身の状態等には配慮していない。
- NA) 非該当（入浴に関するサービスは行っていない。）

評価基準の考え方と評価のポイント

- 入浴は、利用者の精神衛生や身体の清潔保持など生活の質の向上のため重要なものですから、本基準では、適時・適切に入浴が可能かどうかを評価します。
- 入浴は、利用者の心身の状況を踏まえて行われる必要があります。したがって、入浴時間等については、利用者の希望を尊重することが必要です。また、失禁や汗をかいた場合など必要に応じて入浴できる必要がありますし、健康上の理由で入浴が不可能な場合でも、清拭を実施するなど利用者の健康保持に努める必要があります。
- 利用者は障害があるため、特に入浴時は安全確保に対する配慮が必要です。したがって、浴室や脱衣場の設備について利用者の障害の状況に配慮した工夫がされているとともに、すべて転倒したり、溺れたりなどの事故が起きないように十分に気を配る必要があります。
- 入浴時の介助が必要な場合があります。そのような場合には、利用者の人格やプライバシーに配慮するとともに、障害の状況や健康状態に配慮して適切な介助を行う必要があります。
- 訪問入浴サービスを実施する場合においても、利用者の心身の状況に配慮して、適切な入浴ができるよう配慮することが必要です。

評価の着眼点

- 入浴時間等については、利用者の希望を踏まえて決めている。
- 設定された時間のほかに、失禁や汗をかいた場合など必要に応じて入浴が可能である。
- 入浴することが困難な場合には、清拭を実施するなど利用者の清潔保持を支援している。
- 入浴時の安全確保や事故防止に努めている。
- 入浴時の介助が必要な場合は、一人ひとりの障害の状況や健康状態に配慮するとともに、プライバシーの保護に努めている。
- 訪問入浴を実施する場合にも利用者の心身の状況に配慮している。

IV-1-(2)-③ 創作的活動や機能訓練等に関しては、利用者の状態に合わせた支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者やその介護者の状況等に合わせ、適切に創作的活動や機能訓練等の支援を行っている。
- b) 利用者やその介護者の状況等に合わせ、創作的活動や機能訓練等の支援を行っていないが、十分ではない。
- c) 創作的活動や機能訓練等に関して、利用者やその介護者の状況等には配慮していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 創作的活動や機能訓練等は、利用者の居宅生活を支援し、心身機能の向上等を図るために重要なメニューです。しかしながら、利用者はその心身の状況や置かれている生活環境等が一律ではありませんので、そうした要素に配慮して適切なサービスを選択して行われることが必要です。
(児童デイサービスの場合は、利用者である障害児の心身の状況に配慮して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などのサービスが行われる必要があります。)
- 機能訓練や社会適応訓練等については、事業の効果とともに、利用者の心身の状況について常に把握し、必要に応じて、サービスの内容を改善できるような体制がとられていることが必要です。
- 創作的活動については、利用者の心身機能の向上とともに、社会参加への意欲をも喚起すべきものですから、希望に応じて、手芸、工作、絵画、書道、陶芸、園芸等多様なメニューから選択できるような配慮が必要です。
(児童デイサービスについては、親子で共に参加できるようなメニューが用意されていることが必要です。)
- 機能訓練や介護方法等の指導については、援助技術の進歩に対応した適切な援助技術を持ってサービスが行われる必要があります。
したがって、事業所において、そうした技術習得のための取り組みが行われていることが重要です。

評価の着眼点

- 利用者の心身の状況等に応じてサービスの内容を決めている。
- サービスの内容は、利用者の心身の状況に応じて随時必要な見直しを行っている。
- 創作的活動については、多様なメニューが用意されている。
- 機能訓練や介護方法等の援助技術習得のための取り組みを実施している。

IV-1-(2)-④ 利用者の健康を維持するための支援を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の健康を維持増進するための支援を適切に行っている。
- b) 利用者の健康の維持増進するための支援を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の健康の維持増進するための支援は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者が健康な日常生活を送るためには、事業所においても、日頃から利用者の健康状態を把握しておくことが必要です。したがって、家族と情報交換を行ったり、定期的な健康診断を実施するなど、利用者一人ひとりの健康状態を把握することが重要です。
- 食事の提供を行う場合、健康上の理由から、食事に対する注意が必要な利用者に対しては、医師や栄養士の指示のもと、減塩やカロリー制限など、状態に応じた適切な食事が提供される必要があります。
- デイサービスは、利用者の心身機能の維持向上等を図ることが目的としてあることから、利用者の健康チェックや利用者からの健康相談など利用者の健康指導に関する取り組みを行うことが必要です。
- 万が一、医療的ケアが必要なときには対応できる体制が確保されていること、また、緊急時にはスムーズに医療機関で入院治療が受けられるような対応ができる必要があります。

評価の着眼点

- 利用者の日常の健康管理が適切に行われている
- 健康上の理由による食事の工夫への配慮が行われている。
- 利用者の健康指導に関する取り組みが行われている。
- 医療機関との連携体制が確保されている。

Ⅳ-1-(3) 利用者の自主性と家族との交流について

Ⅳ-1-(3)-① 利用者の自主性を尊重し、主体的にサービスを利用できるような取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者の自主性を尊重し、主体的に施設での生活を送れるような取組を積極的に行っている。
- b) 利用者の自主性や主体性に配慮した取組を行っているが、十分ではない。
- c) 利用者の自主性や主体性に配慮した取組は行っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者が、快適にサービスを利用できるように、利用者の視点に立ち、利用者自身の自己決定を尊重する必要があります。したがって、利用者やその家族（保護者）の意向を把握し、支援の方法や環境の整備に反映させ、利用者が主体的に事業所のサービスを利用できるような取り組みが必要です。
- 相談室（静養室）や食堂などの共有スペースはゆとりを持たせると同時に、くつろげる雰囲気づくりを心がける必要があります。同時に、談話のプライバシーが守られるような配慮が必要です。

評価の着眼点

- 利用者や家族の意向を把握し、その結果を事業所の支援の改善等に反映させている。
- 利用者が心地よく生活できる環境への取り組みが行われている。

IV-1-(3)-② 事業所と家族との交流・連携を図っている。

【判断基準】

- a) 事業所と家族との交流・連携を十分に図っている。
- b) 事業所と家族との交流・連携を図っているが、十分ではない。
- c) 事業所と家族との交流・連携は図っていない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 利用者への支援を充実させるためには、事業所が利用者の状況を把握しておくことが必要です。そのためには、利用者の家族と連絡を取り、利用者に係る情報を得られるような体制が必要です。
- サービスの内容については、本人はもちろんですが、必要に応じて、家族に対しても説明を行う必要があります。
- 事業所は、利用者の支援に資するため、家族からの相談には適切に応じる必要があります。

評価の着眼点

- 家族と連携を取り、利用者の情報の把握に努めている。
- 必要に応じて、家族に対しても、サービス内容の説明を行っている。
- 家族からの相談に適切に応じている。